

船舶事故調査報告書

令和7年4月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年8月6日 09時30分ごろ
発生場所	山口県萩市須佐漁港北方沖 高山岬白瀬照射灯から真方位229°1,600m付近 (概位 北緯34°38.8′ 東経131°35.5′)
事故の概要	漁船繁栄丸は、錨泊中、風波に圧流され浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年8月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 繁栄丸、2.95トン
船舶番号、船舶所有者等	YG3-39063（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船体中央部船底に破口、プロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 平均風速2.3m/s、最大瞬間 風速4.6m/s（須佐地域気象観測所の観測値）、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、素潜り漁を行う目的で、須佐漁港北方の海苔石と呼ばれる海岸付近で、浅瀬から30～40m程度離れた水深約5mの海域に、船首から重さ約30kgの錨を海中に投入し、錨索のロープを約15～20m伸出して錨泊した。</p> <p>船長は、錨索が張っているのを見て錨が効いていると思い、本船から数十m離れた場所で約1時間素潜り漁を行った。</p> <p>船長は、素潜り漁を終えて本船に近づいたところ、本船の船尾が浅瀬に乗り揚げられているのを認め、離礁するため、乗船して機関を始動しようとしたが、舵板とプロペラが浅瀬に当たっていて機関を始動することができなかった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> <p>船長は、浅瀬に下りて、本船を浅瀬から押し出そうとしていたところ波を受け、体を船体にぶつけて転倒するとともに船体が傾いたので、離礁を諦めて上陸した。</p> <p>船長は、その後、近隣の宿泊施設から所属する漁業協同組合へ連絡するとともに、顔から出血していることに気付いて消防署に救急車を要請し、消防署から海上保安部へ通報が行われた。</p> <p>船長は、病院に搬送され、左頬創傷と診断された。</p> <p>本船は、後日、台船に引き揚げられ、萩市江崎漁港に陸揚げされた。</p>

	<p>船長は、素潜り漁を始めた際、風が弱く、波も穏やかであったので、錨泊中に本船が圧流されるとは思わなかった。</p> <p>船長は、錨泊場所付近の底質は石の箇所と砂の箇所が混在しており、錨を投入する場所が少し異なるだけで錨効きが悪くなることがあると感じていた。</p> <p>本船の喫水は、船首不詳、船尾約1.0mであった。</p>
分析	<p>本船は、錨泊中、船長が素潜り漁を行っている間に、船体が風波に圧流され、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、錨泊する際に、錨索を引いて錨効きを確認していなかったことから、十分な錨効きがないことに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、十分な錨効きを得られない底質の地点に錨を投入していた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、素潜り漁を行う目的で錨泊した際、船長が錨効きを確認しなかったため、船体が風波に圧流され、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、錨泊する場合、錨索を引くなどして錨効きを十分に確認すること。

付図1 事故発生経過概略図

